

志布志市国土強靱化地域計画（概要版） 令和2年3月

国土強靱化の基本的な考え方

◆計画の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、平成26年6月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

志布志市においても、今後30年以内の発生確率が80パーセント程度とされている南海トラフ巨大地震や平成28年熊本地震のような内陸部の活断層で発生する地震、また平成29年7月に発生した九州北部豪雨などの集中豪雨、近年大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき平時から事前の備えを行っておくことが重要である。

よって、大規模自然災害に対して市民の生命及び財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するため「志布志市国土強靱化地域計画」を策定する。

◆計画の位置づけ

「志布志市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化の観点から本市におけるさまざまな分野の計画等において指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に、次の図のとおりいわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。また、本市における最上位計画である「第2次志布志市総合振興計画」と整合・調和を図る。

◆計画の見直し

市地域計画の推進期間は概ね5年間とする。なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

想定する災害

地震災害、風水害、土砂災害、火山災害、大規模火災などの自然災害

基本目標

大規模な自然災害が起ころうとしても、

- ① 市民の人命の保護が最大限に図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生直後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
5-4	物流機能等の大幅な低下
5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
6-3	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

リスクシナリオ別の地域強靱化の推進方針

事前に備えるべき目標 ※略称	地域強靱化の推進方針（抜粋） ※番号は、リスクシナリオの番号	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1_住宅・建築物の耐震化の促進 1-1_医療・社会福祉施設の耐震化 1-3_避難場所や避難路の確保 1-3_海岸堤防等の老朽化対策の推進 1-3_水門、樋門等の操作等 1-4_河川改修等の治水対策 1-4_要配慮者対策の推進 1-5_桜島大規模噴火時における降灰分布及び取るべき行動の周知	1-1_多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 1-2_災害対応力の向上 1-3_要配慮者対策の推進 1-3_海岸防災林の整備 1-3_津波ハザードマップや津波避難計画の周知 1-3_自主防災組織の充実及び活動の促進 1-5_土砂災害対策の推進
2 救急・医療活動、避難生活環境の確保	2-1_物資輸送ルート確保 2-1_緊急物資等の受援体制 2-1_応急給水体制の整備 2-2_緊急物資の備蓄 2-3_救急医療体制の整備 2-4_医療救護活動の体制整備 2-5_生活排水の適正な処理の推進 2-6_避難所の環境整備促進	2-1_食糧及び水等の備蓄の推進 2-1_医療用資機材・医薬品の備蓄 2-2_孤立集落予防対策 2-3_消防施設の維持管理 2-3_災害対応力の向上 2-5_感染症の発生・まん延防止 2-6_福祉避難所の増加 2-6_避難所運営体制の整備、避難所運営訓練の実施
3 行政機能の確保	3-1_公共施設等の耐震化の促進 3-1_応援・受援体制の構築 3-1_総合防災訓練	3-1_自治体BCPの策定等 3-1_基幹業務システムの業務継続性の強化
4 情報通信機能・情報サービスの確保	4-1_情報通信機能の耐災害性の強化 4-3_防災情報の提供	4-2_情報伝達手段の多様化・確実化
5 経済活動の機能維持	5-1_企業におけるBCP策定等の促進 5-3_港湾施設の耐震性能の強化 5-5_高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進	5-2_災害対応力の向上 5-4_道路の防災対策の推進
6 ライフライン等の被害縮小・早期復旧	6-1_水道施設の耐震化等の推進 6-2_無電柱化等の推進 6-4_防災拠点等への再エネ設備等の導入	6-1_農業集落排水施設等の老朽化対策の推進 6-3_高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進
7 複合災害、二次災害の未然防止	7-1_感震ブレーカーの普及啓発 7-1_都市公園事業の推進・指導 7-3_空き家対策 7-5_総合防災訓練 7-6_鳥獣被害防止対策の推進	7-1_防火対策の推進 7-2_港湾BCPの推進 7-4_ため池・ダムの維持管理 7-6_適切な森林整備の推進
8 迅速な復興条件の整備	8-1_災害廃棄物処理計画の策定 8-2_建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成 8-3_コミュニティ力を強化するための支援 8-5_用地の確保	8-4_文化財対策 8-6_災害発生時の情報発信

重要業績指標

No	指標	現状	目標	リスクシナリオ
1	市有建築物の耐震化率（特定建築物）	100%（R1年度）	耐震化目標 100%	1-1
2	住宅の耐震化率	68.8%（R1年度）	耐震化目標おおむね解消	1-1
3	避難路沿道建築物の耐震化率	51.6%（R1年度）	耐震化目標 95%	1-1、7-3
4	民間建築物の耐震化率	86.7%（R1年度）	耐震化目標 95%	1-1
5	橋梁の定期点検（長寿命化計画）	61.7%（H27）	100%（R3）	1-1、2-2、5-5
6	防災拠点の耐震化率	75%（R1年度）	耐震化目標 95%	1-1、3-1
7	空き家率上昇緩和	20.78%（H25）	20.78%以下	7-3
8	訓練の実施回数	未実施（R1）	年1回（R3）	5-5
9	県道の整備率	66.5%（H27）	70%（R3）	1-3、2-1、2-4、5-1、5-4、6-2、6-3
10	市道の避難路整備	60%（R2）	100%（R6）	1-3、2-1、2-2、5-1
11	状況満足度	27.7%（H27）	33%（R3）	7-1
12	都城志布志道路の供用率	52%	60%（R3）	1-3、2-1、2-4、5-1、5-4、5-5、6-2、6-3
13	東九州自動車道の供用率	83%	87%（R3）	1-3、2-1、2-4、5-1、5-4、5-5、6-2、6-3
14	臨時ヘリポート数	19箇所（R1）	19箇所（R3）	2-2
15	災害廃棄物処理計画の策定	未策定（R1）	策定（R3）	8-1
16	汚水処理人口普及率	63.5%（H27）	71.9%（R3）	2-5、6-1
17	農業集落排水施設等の更新事業の実施	0%	100%	6-1
18	基幹業務システムのクラウド化	移行作業中（R1）	移行（R2.11）	3-1
19	応急給水箇所数	3（R1）	3（R3）	2-1
20	水道管の老朽化率	19.67%（H27）	10%（R3）	2-1、6-1
21	BCP訓練	未実施（R1）	年1回（R3）	3-1
22	協定先との連携訓練の実施	未実施（R1）	年1回（R3）	3-1
23	受援計画の策定	未策定（R1）	策定（R3）	2-1、3-1
24	避難時案内板の設置数	194箇所（H30）	250箇所（R3）	1-3
25	消防団員数	457人（H27）	495人（R3）	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、5-2、7-1、7-4、8-4
26	ハザードマップ（防災マップ）作成	未作成	作成（R3）	1-3、1-4、7-4
27	地区防災計画の策定率	0%（H27）	25%（R3）	1-1、1-3、1-4、1-5、2-3、2-6、7-1、8-4
28	津波避難計画の修正	作成済（H26）	修正（R3）	1-3
29	防災訓練参加者	1500人（H27）	2000人（R3）	1-1、1-3、1-4、1-5、2-3、2-6、7-1、8-4
30	自主防災組織率	84%（H31.4.1）	100%（R3）	1-1、1-3、1-4、1-5、2-3、2-6、7-1、7-4、8-4
31	総合防災訓練の実施回数	未実施（R1）	年1回（R3）	3-1、7-2、7-5
32	避難所運営マニュアルの見直し	策定済（H29）	見直し（R3）	2-6
33	避難所運営訓練実施回数	未実施（R1）	年1回（R3）	2-6